

# 青森県報

第三千九百七十三号

平成二十七年  
三月二十三日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) …… 一

### 告 示

生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) …… 一

右 同……………(同) …… 二

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) …… 二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) …… 二

右 同……………(同) …… 三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) …… 三

障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) …… 三

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) …… 四

道路の供用の開始……………(道路課) …… 四

都市計画事業の認可……………(都市計画課) …… 四

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の指定の一部改正……………(建築住宅課) …… 五

建設業者の許可の取消し……………(三八地域) …… 五

### 公 告

……………(三八地域) …… 五

右 同……………(西北地域) …… 五

出先機関

土地改良区の管理規程変更の認可……………(中南地域) …… 六

土地改良区の役員の退任……………(三八地域) …… 六

## 規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。  
別表第一小柳団地の項中「二百八十八戸」を「三百六十戸」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 告 示

青森県告示第七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

|             |                 |             |                 |            |            |
|-------------|-----------------|-------------|-----------------|------------|------------|
| 居宅介護事業者     |                 | 居宅介護事業者     |                 | 指定期間       |            |
| 名 称         | 主たる事務所の所在地      | 名 称         | 主たる事務所の所在地      | 指定期間       | 指定期間       |
| 株式会社ちびきフアーマ | 東京都武蔵野市境二丁目一八の二 | 株式会社ちびきフアーマ | 東京都武蔵野市境二丁目一八の二 | 平成二七年三月二四日 | 平成二七年三月二四日 |
| 居宅介護の種類     |                 | 居宅介護の種類     |                 | 指定期間       |            |
| 通所介護        |                 | 通所介護        |                 | 指定期間       |            |
| 居宅療養管理指導    |                 | 居宅療養管理指導    |                 | 指定期間       |            |
| 名 称         |                 | 名 称         |                 | 指定期間       |            |
| ちびき薬剤センター   |                 | ちびき薬剤センター   |                 | 指定期間       |            |
| 所在地         |                 | 所在地         |                 | 指定期間       |            |
| 上北郡東北町三〇    |                 | 上北郡東北町三〇    |                 | 指定期間       |            |
| 指定期間        |                 | 指定期間        |                 | 指定期間       |            |
| 平成二七年三月二四日  |                 | 平成二七年三月二四日  |                 | 指定期間       |            |

青森県告示第百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

|            |             |            |             |            |            |
|------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|
| 介護予防事業者    |             | 介護予防事業者    |             | 指定期間       |            |
| 名 称        | 主たる事務所の所在地  | 名 称        | 主たる事務所の所在地  | 指定期間       | 指定期間       |
| 株式会社トコスデー  | 和田市東二番町一七の二 | 株式会社トコスデー  | 和田市東二番町一七の二 | 平成二七年三月二四日 | 平成二七年三月二四日 |
| 介護予防の種類    |             | 介護予防の種類    |             | 指定期間       |            |
| 通所介護       |             | 通所介護       |             | 指定期間       |            |
| 居宅療養管理指導   |             | 居宅療養管理指導   |             | 指定期間       |            |
| 名 称        |             | 名 称        |             | 指定期間       |            |
| ちびき薬剤センター  |             | ちびき薬剤センター  |             | 指定期間       |            |
| 所在地        |             | 所在地        |             | 指定期間       |            |
| 上北郡東北町三〇   |             | 上北郡東北町三〇   |             | 指定期間       |            |
| 指定期間       |             | 指定期間       |             | 指定期間       |            |
| 平成二七年三月二四日 |             | 平成二七年三月二四日 |             | 指定期間       |            |

青森県告示第百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

|            |              |            |              |            |            |
|------------|--------------|------------|--------------|------------|------------|
| 介護予防事業者    |              | 介護予防事業者    |              | 廃止年月日      |            |
| 名 称        | 主たる事務所の所在地   | 名 称        | 主たる事務所の所在地   | 廃止年月日      | 廃止年月日      |
| 津軽保健生活協同組合 | 弘前市大字田二丁目二の二 | 津軽保健生活協同組合 | 弘前市大字田二丁目二の二 | 平成二七年三月二三日 | 平成二七年三月二三日 |
| 介護予防の種類    |              | 介護予防の種類    |              | 廃止年月日      |            |
| 通所介護       |              | 通所介護       |              | 廃止年月日      |            |
| 居宅療養管理指導   |              | 居宅療養管理指導   |              | 廃止年月日      |            |
| 名 称        |              | 名 称        |              | 廃止年月日      |            |
| 津軽保健生活協同組合 |              | 津軽保健生活協同組合 |              | 廃止年月日      |            |
| 所在地        |              | 所在地        |              | 廃止年月日      |            |
| 黒石市ちとせ三丁目六 |              | 黒石市ちとせ三丁目六 |              | 廃止年月日      |            |
| 指定期間       |              | 指定期間       |              | 廃止年月日      |            |
| 平成二七年三月二三日 |              | 平成二七年三月二三日 |              | 廃止年月日      |            |

青森県告示第百八十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

|            |            |            |            |      |      |
|------------|------------|------------|------------|------|------|
| 居宅介護事業者    |            | 居宅介護事業者    |            | 指定期間 |      |
| 名 称        | 主たる事務所の所在地 | 名 称        | 主たる事務所の所在地 | 指定期間 | 指定期間 |
| 居宅介護の種類    |            | 居宅介護の種類    |            | 指定期間 |      |
| 通所介護       |            | 通所介護       |            | 指定期間 |      |
| 居宅療養管理指導   |            | 居宅療養管理指導   |            | 指定期間 |      |
| 名 称        |            | 名 称        |            | 指定期間 |      |
| 居宅介護事業者    |            | 居宅介護事業者    |            | 指定期間 |      |
| 所在地        |            | 所在地        |            | 指定期間 |      |
| 上北郡東北町三〇   |            | 上北郡東北町三〇   |            | 指定期間 |      |
| 指定期間       |            | 指定期間       |            | 指定期間 |      |
| 平成二七年三月二三日 |            | 平成二七年三月二三日 |            | 指定期間 |      |

|               |                 |          |           |           |          |
|---------------|-----------------|----------|-----------|-----------|----------|
| 株式会社ちびきフアーマシー | 東京都武蔵野市境二丁目一八の一 | 居宅療養管理指導 | ちびき薬剤ゼンター | 上北郡東北町の三〇 | 平成二六・二・一 |
|---------------|-----------------|----------|-----------|-----------|----------|

青森県告示第百八十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

|               |                 |              |           |           |          |
|---------------|-----------------|--------------|-----------|-----------|----------|
| 株式会社ちびきフアーマシー | 東京都武蔵野市境二丁目一八の一 | 介護予防居宅療養管理指導 | ちびき薬剤ゼンター | 上北郡東北町の三〇 | 平成二六・二・一 |
|---------------|-----------------|--------------|-----------|-----------|----------|

青森県告示第百八十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

|            |              |                 |                   |            |          |
|------------|--------------|-----------------|-------------------|------------|----------|
| 津軽保健生活協同組合 | 弘前市大字田五丁目二の二 | 介護予防通所リハビリテーション | 津軽保健生活協同組合健康黒石診療所 | 黒石市ちとせ三丁目六 | 平成二七・一・三 |
|------------|--------------|-----------------|-------------------|------------|----------|

青森県告示第百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

|                |             |            |      |               |          |
|----------------|-------------|------------|------|---------------|----------|
| 特定非営利活動法人stepa | 弘前市大字城の三丁目一 | 自立訓練（生活訓練） | NEXT | 弘前市大字外の九三三丁目一 | 平成二七・四・一 |
| 特定非営利活動法人stepa | 弘前市大字城の三丁目一 | 就労移行支援     | NEXT | 弘前市大字外の九三三丁目一 | "        |

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 名 称       | 指定障害児通所支援事業         |
|           | 主たる事務所の所在地          |
| 名 称       | 障害児通所支援事業の種類        |
|           | 障害児通所支援事業を行う事業所の所在地 |
| 指 定 年 月 日 |                     |

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十七年三月二十三日

青森県告示第百八十五号  
 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

|                    |               |                     |                     |                     |                  |
|--------------------|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|
| 株式会社アドバンス          | 株式会社さくら       | 社会福祉法人大間町社会福祉協議会    | 社会福祉法人大間町社会福祉協議会    | 社会福祉法人大間町社会福祉協議会    | 特定非営利活動法人 Steppe |
| 弘前市大字賀田字大浦五〇一      | 弘前市大字福一丁目二の   | 下北郡大間町大字大間字寺道一六     | 下北郡大間町大字大間字寺道一六     | 下北郡大間町大字大間字寺道一六     | 弘前市大字城東三丁目一      |
| 就労継続支援A型           | 就労継続支援A型      | 短期入所                | 重度訪問介護              | 居宅介護                | 就労継続支援B型         |
| 就労継続支援A型事業所「あどばんす」 | 田舎館農房         | 特別養護老人ホームくまづつ       | ホームヘルプセンターまづつ       | ホームヘルプセンターまづつ       | NEXT             |
| 弘前市大字撫牛子三丁目四一      | 南津軽郡田舎館村大字元二の | 下北郡大間町大字大間字大八間平二〇の七 | 下北郡大間町大字大間字大八間平二〇の七 | 下北郡大間町大字大間字大八間平二〇の七 | 弘前市大字外の九崎三丁目一    |
| "                  | "             | "                   | "                   | "                   | "                |

- 一 施行者の名称  
藤崎町
- 二 都市計画事業の種類  
弘前広域都市計画下水道事業（藤崎町公共下水道）
- 三 事業施行期間

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百八十七号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、弘前広域都市計画下水道事業を平成二十七年三月十三日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日

|            |                                 |              |
|------------|---------------------------------|--------------|
| 路線名        | 供用開始の区間                         | 供用開始日        |
| 県道青森田代十和田線 | 青森市奥野三丁目四五二の四一から青森市桜川六丁目四三八の一まで | 平成二十七年三月二十三日 |

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百八十六号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年四月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日

|             |               |            |                 |               |            |
|-------------|---------------|------------|-----------------|---------------|------------|
| 特定非営利活動法人銀河 | 弘前市大字城東五丁目一三六 | 放課後等デイサービス | 放課後デイサービス Ygnus | 弘前市大字宮一園四丁目一の | 平成二十七年四月一日 |
|-------------|---------------|------------|-----------------|---------------|------------|

平成二十七年三月二十三日から平成三十三年三月三十一日まで  
四 事業地

1 収用の部分  
なし。

2 使用の部分

藤崎町大字藤崎字下袋、字銅屋森、字岡本、字村元、字横松、字一本柳、字西若松、字下道、字竹原、字若松、字若前、字高瀬、字武元、字館岡、字村岡、字下川原、字中川原、字上川原、字西村井、字中村井、字東村井、字村井、字東若松、字梨ノ木、字四本松、字西浅田、字新城及び字中島、大字葛野字前田及び字新岡元並びに大字西豊田地内。

青森県告示第百八十八号

平成十六年二月二十三日青森県告示第百十号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

『第五十二条第一項第六号』を『第五十二条第一項第七号』に改める。

### 公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 フォレスト産業株式会社
- 二 代表者の氏名 竹島 央統

- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字小久保尻一の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二六）第三〇〇五二四号
- 五 取消年月日 平成二十七年二月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社タイワ
- 二 代表者の氏名 長利 新一
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町芦野一八〇の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一三六八一号
- 五 取消年月日 平成二十七年二月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、建築、とび・土工、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十七年二月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出 先 機 関

土地改良区の管理規程変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、杭止堰土地改良区の杭止堰頭首工管理規程を平成二十七年三月十日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十三日

中南地域県民局長 高原 至 智

杭止堰頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

管理責任者は、適正取水によりかんがい取水の取水を行い、毎年四月五日から九月三日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

管理責任者は、当該施設を操作するため必要な器具及びこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録しなければならない。

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年三月二十三日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

| 理事    | 区役員の別 | 氏名 | 住 所             | 退任の年月日    |
|-------|-------|----|-----------------|-----------|
| 木村 隆雄 |       |    | 三戸郡南部町大字小泉字内上平一 | 平成二七・二・二五 |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭